

指定障害福祉サービス事業者の指定の一部の効力停止処分について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 50 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり指定の一部の効力停止処分を行いました。

記

1 事業所等の概要

法人名	ソーシャルインクルー株式会社
事業所名	ソーシャルインクルーホーム川西鼓が滝（川西市）
事業種別	共同生活援助
指定年月日	令和 4 年 2 月 1 日

2 処分内容 指定の一部の効力停止（新規利用者の受入れ停止） 6 月間
令和 6 年 2 月 1 日から令和 6 年 7 月 31 日まで

3 処分年月日 令和 6 年 1 月 1 1 日

4 処分理由

障害者総合支援法第 50 条第 1 項第 2 号（人格尊重義務違反（身体的虐待及び心理的虐待））に該当する事実があったため